

飼い主のいないねこにえさを与えている方へ



ねこは年に平均2回出産し、1回に5～6匹の子ねこを産みます。不妊去勢手術をしないと、1年で10匹以上も増えてしまい、その子ねこも生後6ヶ月ほどで繁殖できるまでに成長します。

「かわいそう」だからといって、飼い主のいないねこに不妊去勢手術をせずにえさだけを与えることは、結果的に「かわいそう」なねこを増やすだけで、状況を悪化させるだけです。

- 不妊去勢手術を必ず行ってください。

えさを与えるだけでは、ねこは出産を繰り返し、どんどん増えてしまいます。近隣に迷惑をかけないため、不幸なねこを増やさないためにも、えさを与える方は、責任を持って不妊去勢手術を行ってください。

川崎市では、ねこの不妊去勢手術を推進するため、手術費用の一部を補助しています。申請書は区役所保健福祉センター衛生課窓口にて配布しております。

- えさを与える場所は、常に清潔に保ってください。

- ふんの処理等を積極的に行いましょう。

- 地域の方々に、ふんの処理や不妊去勢手術などといった活動をPRし、地域の合意が得られるように努めましょう。

- ポスター、譲渡会、インターネット等で新しく飼い主になってくれる人をさがしましょう。

川崎区役所保健福祉センター衛生課

201 - 3223



(ねこのペンダント)

人にも、ねこにも住みよいまちづくりのため、

御理解、御協力をお願いします。

ねこについて考えてみませんか？



「ねこが庭に入ってふんをした」、「車に傷をつけられた」など、保健所には住民の皆さんから苦情や相談が寄せられています。迷惑をうけた人は「ねこがいなくなればいい」「排除したい」と考えてしまうかもしれません。しかし、ねこが増える原因をなくさなければ根本的な解決にはなりません。

飼い主のいないねこは、元々、無責任な飼い主に捨てられたり、それにより繁殖したねこで、人間が生み出したものと言えます。人が快適に生活できる環境づくりのため、動物愛護の観点から、今までねこに関心がなかった人も、地域の問題のひとつとして、どうしたらねこを減らすことができるか、この問題を一緒に考えていただきたいと思います。

川崎区では次のことを啓発しています

ねこの適正飼養ルール（川崎市ねこの適正飼養ガイドライン抜粋）

1．屋内飼養

ねこを屋内で飼養することによって、近隣への生活環境被害を未然に防ぐことができるとともに、交通事故や感染症の危険からねこ自身を守ることができます。

2．不妊去勢手術

不妊去勢手術は、ねこ特有の問題行動を抑えることができます。特にオスにおいては、放浪癖、喧嘩、尿スプレー等を抑止する効果があります。さらに望まない繁殖により、不幸な子ねこを増やすことを防止できます。

川崎市では、ねこの不妊去勢手術を推進するため、手術費用の一部を補助しています。

3．所有者明示

ねこの所有者を明らかにすることは、飼い主としての社会的な責任を明確にすることになります。また、そのねこに対する愛情の印であるとも言えます。さらに、迷子時や事故に遭遇した際の緊急の連絡にも役立ちます。原則屋内飼いのねこでも、災害時など、万一の事態に備えて迷子札などを装着しておきましょう。

川崎区では、ねこ飼養状況届出制度に基づき、ナンバーが刻印されたねこのペンダントを無料で交付し、所有者明示を推進しています。

4．終生飼養

命ある動物の飼い主として、終生飼養は大原則です。「動物を捨てること＝遺棄」は、動物の愛護及び管理に関する法律で禁止されています。遺棄は違法行為として罰則（50万円以下の罰金）が規定されています。